

インターネット通販（EC）サイト作成支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

インターネット通販（EC）サイト作成支援事業委託業務

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

新型コロナウイルスの感染拡大により経済が停滞するなか、インターネット通販サイト（以下「EC サイト」という。）を持たない県内事業者を対象に EC サイト作成を支援することにより、県産品の販売・流通を促進し、事業者の経営安定を図ることを目的とする。

4 契約期間

契約締結日から令和3年3月5日（金）まで

5 委託業務の内容

(1) EC サイト作成システムの構築

ア 内容

(ア) 事業者自らが情報を入力することにより、商品掲載・受注・決済までを完結できる EC サイトを作成・公開できるシステム（以下「EC サイト作成システム」という。）を、契約締結後1か月以内に構築すること。また、事業者自らが商品の入れ替え等 EC サイトの更新ができるシステムとすること。

作成できる EC サイトは、パソコン、スマートフォン等携帯端末のどちらからでもアクセスできること。

なお、簡便な操作により EC サイトが作成・更新できるようなシステムとなるよう留意すること。

受注者が持つ既存システムの利用も可とする。

(イ) EC サイト作成システムにより作成できる EC サイトは、閲覧者へ効果的に情報が伝わる構成・デザインとすること。情報閲覧、商品選択、購入者情報入力及び決済までの操作が簡易であること。また、暗号化等個人情報の保護の対策がとられていること。

イ サポート体制について

受注者は、EC サイト作成システム及び各 EC サイトに障害が発生したときは、調査及び対策を行うこと。

ウ EC サイト作成システムの動作環境

OS : Windows 8.1/10、Mac OS Sierra 以上

ブラウザ : Internet Explorer11、Firefox 最新版、Chrome 最新版

エ EC サイトの動作環境

(パソコン)

OS : Windows 8.1/10、Mac OS Sierra 以上

ブラウザ : Internet Explorer11、Firefox 最新版、Chrome 最新版

(スマートフォン等携帯端末)

OS : Android5.0 以上、iOS10 以上

ブラウザ : Chrome 最新版、Safari 最新版

(2) EC サイト作成の支援

ア EC サイト作成数

150 件程度とする。

イ EC サイト作成サポート

受注者は、EC サイト作成システム操作マニュアルを事業者に提供すること。また、事業者の EC サイト作成 (更新) 作業をサポートすること。

ウ サーバー (クラウド) の提供・保守

受注者は、各事業者の作成した EC サイトにサーバー (クラウド) を提供し、各 EC サイトが正常に動作するよう保守を行うこと。

6 委託業務の納品物件 (紙・データで一部ずつ)

- (1) システム構築スケジュール …契約締結後すみやかに
- (2) EC サイト作成システム操作マニュアル …契約締結後 1 か月以内に
- (3) 事業実施報告書 …令和 3 年 3 月 5 日 (金) まで
- (4) その他必要と思われる資料

7 費用負担

本業務仕様書の内容を満たすシステムの構築に必要な設計から各種テスト・運用開始・運用業務 (県との打ち合わせ含む。)、EC サイト作成の支援、障害対応、サーバー提供・保守、提出を要する書類の作成、その他 EC サイト作成支援にかかる費用はすべて本契約委託料に含むこと。

ただし、通信料、クレジットカード決済導入費用、配送契約費用、並びに商品発送料、決済手数料その他商品販売を行うにあたって発生する費用は各事業者が負担するため、委託料に含まない。また、事業者が EC サイト作成を申し込む先は県とする。

なお、事業者の EC サイト作成・運用にかかる費用は無償とする。

8 契約期間終了後について

受注者は、契約期間終了 1 か月前までに、事業者より、作成した EC サイトを継続して使用したい旨の申し出があったときは、別途継続使用にかかる交渉に応じること。ただし、継続使用における契約条件は、本件委託契約における条件に拘束されない。

9 委託料の支払い方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとする。
- (3) EC サイト作成数が 150 件に満たなかった場合の委託料額については、別途協議する。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - ウ 県に報告すること
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、県と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札停止資格等の措置を講じる。

12 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、三重県個人情報保護条例第 68 条、第 69 条及び第 72 条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることに留意すること。
- (2) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受注者が協議のうえ実施するものとする。